



『住替え情報ネットワークの会』

【目的】

借地借家に於ける、戸建住宅あるいは集合住宅の賃貸借人相互の環境の改善および向上、住替えの円滑化ならびに空き家の有効利用を図ることを目的としています。

- ① 会員間に於ける賃貸借物件等の情報交換や紹介が行えます。
- ② より良い住環境を目指す為の調査を実施し、セミナー等を開催します。
- ③ 不動産関連業界や行政当局などの関連団体への提言などを行います。
- ④ 家賃保証および家賃補償(団体長期所得補償)保険を取り扱います。
- ⑤ その他、借地借家に関連する事業を行います。

【会員のメリット】

- ① 別途費用により保証会社による『保証人不要』システムがご利用できます。(但し、一定の条件があります)
- ② 家賃補償(団体長期所得補償)保険に加入となります。(年会費を含む)病気・怪我・失業による所得喪失分を補償し家賃支払いをサポートします。(条件等については別途資料をご参照ください)
- ③ 家賃補償(団体長期所得補償)保険に加入されますと、賃借物件の敷金が一定額減額されます。(物件により条件が異なりますのでご確認ください)
- ④ 家賃補償(団体長期所得補償)保険に加入されますと、賃借物件の家賃が一定額減額されます。(物件により条件が異なりますのでご確認ください)
- ⑤ お引越しされても賃貸物件にお住まいになっている間は、保証会社による保証および家賃補償(団体長期所得補償)保険の継続ができます。
- ⑥ セミナー等の催しに無料で参加できます。(予定)

【不動産業者のメリット】

- ① 当会に入会された会員をご紹介くださいました不動産仲介業者様には一定の紹介料を会員継続期間(年)毎にお支払い致します。但し、当会への入会は賃借人の任意とし、賃貸人および不動産仲介業者による強制入会・勧誘は一切禁止します。

- ② 家賃保証やサブリースに限界を感じている賃貸人・不動産業者様は他社との差別化ができます。

【賃貸人のメリット】

- ① 保証会社の保証により一定期間の家賃が保証されます。
- ② 賃借人の病気・ケガ・失業などによる所得喪失に対し、家賃の一部を家賃補償保険がカバー。
少子高齢化・世帯数減少でも継続・安定した入居が望めます。
- ③ 賃貸人による保険料等の負担はありません。
その代わりに家賃を月額1,000円ほど減額していただきます。
また家賃滞納リスクが少なくなりますので、敷金を1ヶ月分減額していただきます。

【会員負担】

会費(月額) : 2,000円

家賃減額 : ▲1,000円



実質負担：1,000円(月額) ※更に、敷金1ヶ月分減額！

※会費は年会費(12ヶ月分)一括前払いとなります。

【保険による補償内容】※詳細については事務局にお尋ねください。

契約期間 : 1年間

特約 : 基本契約…天災危険担保・精神障害担保

失業特約…失業担保

条件 : 基本契約…免責期間90日

(天災危険担保特約) 填補期間5年間

(精神障害担保特約) 填補期間2年間

失業特約…免責期間90日・填補期間240日間

待機期間180日

保険金額 : 基本契約…5万円、失業特約…5万円

~~~お問い合わせ~~~

『住替え情報ネットワークの会』事務局

092-582-8005

[sumikae@teisyaku-navi.com](mailto:sumikae@teisyaku-navi.com)